平成２３年（フ）第１５３号
長野県松本市双葉10番Ｂ－１号　県営住宅
債務者　塩原　英一
1　決定年月日時　平成23年６月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６４号
長野県松本市刈谷原町673番地の２
債務者　金子　　正
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１６５号
長野県松本市大字里山辺1679番地１　サンシティ木下Ｂ棟102
債務者　山﨑　弘子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１７７号
長野県松本市井川城２丁目１番22号
債務者　齋藤　康子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第３６号
長野県下伊那郡阿智村春日2276番地６、住民票上の住所長野県下伊那郡阿智村春日141番地１
債務者　新井　忠市
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第４３号
長野県飯田市毛賀549番地１
債務者　塩澤　優子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２３年（フ）第１４１９号
愛知県小牧市大字文津1022番地　ロワール203号
債務者　加藤　笑美（旧姓内山）
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６０９号
愛知県瀬戸市下陣屋町148番地　株式会社山本窯業内、住民票上の住所愛知県瀬戸市八幡台２丁目８番202号
債務者　伊藤　雅之
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５９号
三重県伊賀市野間697番地
債務者　石角　和孝
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２３年（フ）第１２７号
三重県四日市市大字西阿倉川1140番地16
債務者　千賀きよ子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３５号
三重県三重郡菰野町大字千草7054番地398
債務者　福原　里奈
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
三重県津市河芸町上野665番地24
債務者　村上　　剛
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第１４０号
三重県桑名市長島町松ケ島11番地　スカイメゾンⅢ棟202号
債務者　高橋　達政
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２３年（フ）第２６６号
兵庫県西宮市里中町２丁目２番２―407号、前住所兵庫県西宮市鞍掛町10番21号
債務者　丸山　和弥
1　決定年月日時　平成23年６月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第１１５号
鳥取県鳥取市南安長１丁目２番７号　ハナワハイツ千代川106号、旧住所鳥取県鳥取市湖山町南５丁目222番地11
債務者　中井　利彦
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市浜坂東１丁目11番６号
債務者　岡垣　久代
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８８号
広島県尾道市美ノ郷町三成3052番地　サンシャインみなりヶ丘102号
債務者　東　奈津季（旧姓濱本）
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２３年（フ）第１１９号
山口県下関市大字福江112番地　市営安岡福江住宅２Ｒ－１―105号
債務者　原田　富子
1　決定年月日時　平成23年６月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
山口地方裁判所下関支部破産係